

●子どもの定期予防接種一覧

- ・定期予防接種は、予防接種法により接種回数や対象年齢が決められています。
- ・町内及び県内の予防接種協力医療機関で予防接種ができます。必ず事前に予約をして保護者同伴で行きましょう。

予防接種名	接種対象年齢	標準的な接種年齢・接種期間			回数
ロタウイルス感染症	生後6週0日～24週0日になる前日まで	生後14週6日までに初回接種を終了させる	1価 (ロタリックス)	27日以上の間隔で2回経口接種	2回
	生後6週0日～32週0日になる前日まで		5価 (ロタテック)	27日以上の間隔で3回経口接種	3回
B型肝炎	1歳になる日の前日まで	生後2か月～9か月未満		27日以上の間隔で2回、1回目の接種から139日以上の間隔で1回	3回
BCG (結核)	1歳になる日の前日まで	生後5か月～8か月未満			1回
ヒブ(Hib)感染症	生後2か月から5歳になる日の前日まで	初回接種開始	生後2～7か月未満	27日以上(標準56日まで)の間隔で3回、初回終了後7か月以上(標準13か月まで)の間隔で1回	4回
			生後7～12か月未満	27日以上(標準56日まで)の間隔で2回、初回終了後7か月以上(標準13か月まで)の間隔で1回	3回
			1歳から5歳未満		1回
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月から5歳になる日の前日まで	初回接種開始	生後2～7か月未満	27日以上の間隔で3回、生後12か月以降に初回終了後60日以上の間隔をおいて1回	4回
			生後7～12か月未満	27日以上の間隔で2回、生後12か月以降に初回終了後60日以上の間隔をおいて1回	3回
			1～2歳未満	60日以上の間隔で2回	2回
			2～5歳未満		1回
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	1期初回	生後2か月から7歳半になる日の前日まで	生後3～12か月未満	20日以上	3回
	1期追加		1期初回接種(3回)終了後12～18か月までの間隔をおく	1期初回接種(3回)終了後、6か月以上	1回
	2期	11歳から13歳になる日の前日まで	11歳～12歳未満	※ジフテリア・破傷風	1回
麻しん 風しん	1期	1歳から2歳になる日の前日まで			1回
	2期	5～7歳未満で小学校就学前の1年間			1回
水痘 (水ぼうそう)	1歳から3歳になる日の前日まで	1回目を1歳から1歳3か月未満		1回目の接種後6か月から12か月までの間隔をおいて2回	2回
日本脳炎	1期初回	生後6か月から7歳半になる日の前日まで	3歳	6日から28日までの間隔をおいて2回	2回
	1期追加		4歳	1期初回終了後6か月からおおむね1年の間隔をおいて1回	1回
	2期	9歳から13歳になる日の前日まで	9歳		1回
	特例	※平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、1期と2期の残りの回数(不足分・未接種分)を20歳未満であれば定期接種として受けることができます。			
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	小学校6年生～高校1年生相当年齢の女性	中学校1年生	2価 (サーバリックス)	1か月以上の間隔をおいて2回注射した後、第1回目の注射から6か月以上の間隔をおいて1回	3回
			4価 (ガーダシル)	2か月以上の間隔をおいて2回注射した後、第1回目の注射から6か月以上の間隔をおいて1回	3回
			9価 (シルガード9)	【1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合】 初回接種から6か月以上の間隔をおいて1回	2回
	【1回目の接種を15歳になってから受ける場合】 2か月以上の間隔をおいて2回注射した後、第1回目の注射から6か月以上の間隔をおいて1回	3回			
キャッチアップ接種	令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間においては、平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女性のうち、接種が完了していない方については、定期接種として受けることができます。				
<small>※原則、同一者の者には同一のワクチンを使用する。ただし、9価ワクチン限り、途中から変更し、残りの接種を完了することも可能です。 ※平成25年6月以降、厚生労働省の勧告により積極的な接種勧奨を差し控えていましたが、令和3年11月、「積極的勧奨の差し控え」を終了とする通知が出されました。ワクチンの効果や副反応について医療機関とよく相談し、十分理解した上で接種するようにしてください。</small>					